

#### 4 債務者に責なき契約債務の履行不能・目的達成不能（教科書 184～190 頁）

##### (1) 履行不能 (impossibility or impracticability)

債務の履行に必要な特定物の破壊・滅失や債務の履行の違法化などの契約成立後の事情変更によって債務の履行が困難になった場合には、次の要件が満たされれば、債務者は債務の履行を免除される。

- ①債務の履行が契約成立後に起こった事件の発生によって実質的に不可能になったこと
- ②その事件の不発生が契約締結の基本的的前提であったこと
- ③債務者の過失によらずして、債務の履行が不可能になったこと
- ④債務者にその事件発生の危険を負担させる特約がないこと

##### (b) 目的達成不能 (frustration of purpose)

債務の履行が不可能になったわけではないが、債権者がその債務の履行から期待した利益（契約の目的）を達成できなくなった場合には、履行不能と同様の要件が満たされれば、債権者の反対給付債務は免除される。

- ①契約成立後に生じた事件の発生によって、契約を締結した主要な目的の達成が実質的に不可能になったこと
- ②その事件の不発生が契約締結の基本的前提であったこと
- ③債務者の過失によらずして、債務の履行が不可能になったこと
- ④債務者にその事件発生の危険を負担させる特約がないこと

##### (c) 履行不能・目的達成不能によって履行義務が消滅した債務者の反対当事者の債務

